

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売却、物件の貸付けその他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>警察等が取り扱う死体の死因または身元調査等に関する法律（平成24年法律第34号。（以下「法」という。））に基づき実施する解剖（以下「調査法解剖」という。）</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>調査法解剖は、遺族の同意がなくても実施可能であり、具体的な死因となった病名を明らかにする必要はなく、薬毒物検査や組織学的検査を行い死因が犯罪死であるか否かを明らかにすることを目的とし、法第6条第3項に「法人または国もしくは地方公共団体の機関に解剖を委託することができる。」と規定されていることから競争入札には適しない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>調査法解剖は、「死体の解剖に関し相当な学識技能を有する医師、歯科医その他法人」が行う解剖であり、岐阜県では、唯一 [redacted] が対応可能である。 また、 [redacted] の解剖担当医が不在等で解剖実施が困難な場合においても、死体の死因究明は捜査上、速やかに実施する必要があることから、 [redacted] とも契約を締結する。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

契約単価（消費税等を含む）

項目	単位	検査料（円）
血液等生化学検査	1 剖検体	10,180
	1 検査	500
組織学的検査	1 臓器	10,180
アルコール検査	1 試料	5,230
細菌検査	1 剖検体	5,230
ウイルス検査	1 剖検体	20,950
一酸化炭素検査	1 試料	5,230
プランクトン検査	1 臓器	5,230
簡易薬毒物検査	1 検査	5,090
薬毒物定性検査 （分析機器検査）	1 剖検体	83,800
薬毒物定量検査	1 試料	10,470
CT撮影料	1 剖検体	10,180
解剖基本検査料	1 剖検体	48,090

（消費税及び地方消費税を含む）